

所得拡大促進税制は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。

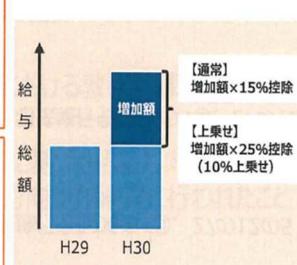
### 制度の概要（H30.4.1～H33.3.31までに開始される事業年度が対象）

#### 【通常】

継続雇用者給与等支給額※1が前年度比で1.5%以上増加した場合  
→ 紹与総額※2の前年度からの増加額の15%を税額控除。

#### 【上乗せ】

継続雇用者給与等支給額が前年度比で2.5%以上増加し、かつ、一定の要件※3を満たす場合  
→ 紹与総額の前年度からの増加額の25%を税額控除。



※給与等支給額が前年度より増加していることが前提となります。

※通常・上乗せいずれの場合においても、税額控除額は法人税額の20%が上限。

## 従業員の給料増→税額控除があるかも？

### 所得拡大促進税制とは

今月は 2021 年度税制改正大綱解説第 3 弾です。

2021 年 3 月 31 日までに開始される事業年度（個人は 2021 年分）までで終了予定だった中小企業や個人事業主向けの所得拡大促進税制について、要件や税額控除の算定について「継続雇用者」としていた従業員の要件を「雇用者」に改正した上で、適用期限が 2 年延長されます。所得拡大促進税制とは、国の物価上昇等の政策に絡んで企業に賃上げを促す目的で出来た制度で、ざっくり言うと会社や個人事業主が社員の給与をアップすると法人税や所得税の控除を受けることができるというものです、要件として前年度比で 1.5%以上アップしたら増加額の 15%を控除できますし、さらに前年度比 2.5%以上増加した上で教育訓練費も前年度比 10%以上増加させると 25%控除になるという上乗せ制度もあります。（同様の制度が大企業向けにもありますが割愛。）

### 改正により判定は楽に

現状の制度の中で厄介だったのは、左記要件の「前年度比 1.5%アップ」という所が継続雇用者 = 前年から適用年までの全ての期間において雇用保険に加入していた者（週 20 時間以上働いている人等が加入）の給与で判定されるという点で、単純に会社全体の給与をアップするだけでは要件を満たさないことがあったのです。したがって、まずはこの「継続雇用者」が誰が該当するのかを抽出した上で要件を満たしているのかどうかを判断しなければならず非常に手間と労力が掛かる制度でしたが、今回の改正で基本的に会社全体の給与だけ考えればよくなりますので、より分かりやすい制度になります。雇用保険加入者に絞る意味もよく分かりませんでしたので良い改正だと思います。勿論家族従業員は対象外ですが、個人事業主でも対象となり適用漏れが非常に多い制度ですので失念しないように注意しましょう。

## 今月のコメント

前回に続き息子の話。小 1 の息子にはとりあえずまだ僕が歯磨きをしていますが、最近大人の歯磨き粉レビューをしました。今まで子供用の甘いやつでしたので急に辛くなつたのか、毎朝歯磨きを始める「あ――」と大声を張り上げるのでうるさいです。この光景をどこかで見たことがあるなと思っていたのですが、そう、あのホームアローンのマコーレカルキンと瓜二つです。あの映画も本物の子供がモデルになっているんだろうなあと急に懐かしくなり今度映画を見返してみようと思っています。

### 税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-15 エキスパートオフィス渋谷 9 階

Email : okamoto@toeitax.co.jp

